3　小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長二十五センチメートル（ただし、前条の表の上欄に掲げるE海域並びに次に記載したア、イ、ウ、エ及びオの各点を結ぶ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域については二十センチメートル）以下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

点の位置

ア　山口県下関市大字吉母毘沙の鼻突端

イ　アと下関市蓋井島北端を結んだ線上アの点から二千メートルの点

ウ　福岡県北九州市小倉北区大藏海岩灯標

エ　山口県下関市六連島灯台

オ　エの点から真方位九十度の線と最大高潮時海岸線との交点

4　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までとする。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全済生会労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成22年４月２日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、岩手県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年３月 30 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

別表

北 海 道	済生会小樽病院及び済生会西小樽病院
岩 手 県	北上済生会病院
福 島 県	済生会川俣病院
茨 城 県	水戸済生会総合病院
群 馬 県	済生会前橋病院
埼 玉 県	済生会鴻巣病院及び済生会川口総合病院
東 京 都	済生会中央病院
神奈川県	済生会神奈川県病院及び済生会平塚病院
新 潟 県	済生会三条病院
富 山 県	済生会富山病院及び済生会高岡病院
石 川 県	済生会金沢病院
三 重 県	済生会松阪病院
京 都 府	済生会京都府病院
大 阪 府	済生会野江病院、済生会泉尾病院、済生会新泉南病院及び済生会富田林病院
奈 良 県	済生会奈良病院及び済生会御所病院
和歌山県	済生会和歌山病院及び済生会有田病院
鳥 取 県	済生会境港総合病院
島 根 県	済生会高砂病院、済生会高砂訪問看護ステーション、済生会老人保健施設たかさご苑及び済生会たかさご居宅介護支援事業所
広 島 県	済生会呉病院及び済生会広島病院
山 口 県	済生会山口総合病院及び済生会下関総合病院
福 岡 県	済生会福岡総合病院、済生会大牟田病院、済生会二日市病院及び済生会八幡総合病院
佐 賀 県	済生会唐津病院
熊 本 県	済生会熊本病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、英国航空日本支社労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成22年４月１日以降、同組合の組合員が従事するブリティッシュ・エアウェイズ・ピーエルシーの全職場（千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年３月 30 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、オランダ航空労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成22年４月１日以降、同組合の組合員が従事するＫＬＭオランダ航空の全職場（千葉県、東京都、愛知県及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年３月 30 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、フェデラルエクスプレスコーポレーション日本支社労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成22年４月１日以降、同組合の組合員が従事するフェデラルエクスプレスコーポレーションの全職場（千葉県、東京都及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年３月 30 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、アリタリア航空会社従業員労働組合から、年間一時金等の要求に関して、平成22年４月１日以降、同組合の組合員が従事するアリタリア航空会社の全職場（千葉県、東京都及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年３月 30 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、エア・インディア東京支社労働組合から、年間一時金等の要求に関して、平成22年４月１日以降、同組合の組合員が従事するエア・インディアの全職場（千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年３月 30 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、スカンジナビア航空労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成22年４月１日以降、同組合の組合員が従事するエスエイエススウェーデン株式会社（スカンジナビア航空）の全職場（千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年３月 30 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、マレーシア航空労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成22年４月１日以降、同組合の組合員が従事するマレーシア航空会社の全職場（千葉県、東京都及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年３月 30 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、スカンジナビア航空から、スカンジナビア航空労働組合が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成22年４月１日以降、同組合の組合員が従事する全職場（千葉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年３月 30 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ＫＬＭオランダ航空会社日本支社から、オランダ航空労働組合が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成22年４月１日以降、同組合の組合員が従事する全職場（千葉県、東京都、愛知県及び大阪府）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年３月 30 日

厚生労働大臣　長妻　　昭